



# 韮崎市 スポーツコミッショն

NIRASAKI CITY  
SPORTS COMMISSION



# 2022

韮崎市スポーツコミッショն設立検討委員会



## 韮崎市スポーツコミッショング設立趣意書

スポーツは、心身の健康の保持増進に大きな効果をもたらすとともに、子どもには豊かな心と他人に対する思いやりの心を育み、大人には運動機会の創出による健康寿命の延伸など、生活の質（QOL：クオリティ・オブ・ライフ）の向上による「ウェルネスの実現」に不可欠であります。

また、スポーツは、人と人との交流機会の創出、競技スポーツに打ち込む選手のひたむきな姿を通して人々に夢や感動を与え、地域における一体感の醸成や活力ある社会の形成に資するなど、SDGs達成に貢献するものであります。

韮崎市では、これまで生涯スポーツの振興を通じた市民の健康の増進やサッカーのまちプロジェクト事業による、スポーツを通じた人づくり、まちづくりを推進してまいりました。

一方、2040年問題を前にした急速な人口減少と少子高齢化が進むなか、地域スポーツは、担い手不足やライフスタイルの多様化により疲弊の一途を辿っております。

こうしたなか、東京2020オリンピック競技大会における、文田健一郎選手の銀メダル獲得や市営新体育館の完成を3年後に控え、市民のスポーツへの関心が高まっております。また、南アルプスユネスコエコパークに属する鳳凰三山や甘利山、続日本100名城に選定された新府城や日本遺産に認定された縄文遺産など、本市が誇る自然資源、文化資源の評価も高まってきております。

このような市民のスポーツへの関心の高まり、市内の優れた自然・文化といった観光資源を活用し、スポーツとまちづくりを掛け合わせた地域の活性化を図るには、スポーツと観光を結び付け、市外からの誘客を行うスポーツツーリズムを推進することが重要であります。

また、地域スポーツ振興組織のさらなる振興を図りながら、市営新体育館をはじめとする本市のスポーツ施設を最大限活用し、市民のスポーツの「する」「みる」「ささえ」機会を充実させていくことが求められております。

このため、韮崎市では、スポーツ団体、観光団体、経済団体、民間企業、NPO法人、大学等の関係団体が結集し、市民自らがスポーツする機会を拡充するとともに、スポーツイベント等を通じた交流人口の拡大を図りながら、幅広い年代の“ウェルネスの実現”につなげていく組織として「韮崎市スポーツコミッショング」を設立します。

2022年3月19日

韮崎市スポーツコミッショング 総裁 内藤 久夫



## 韮崎市スポーツコミッショん設立宣言

このたび、地域スポーツ振興体制の確立とスポーツツーリズムの推進による地域の活性化、並びに「ウェルネスの実現」に基づくスポーツを通じた新しく持続可能なまちづくりの推進を担う組織として、韮崎市スポーツコミッショんの設立を宣言する。

2022年3月19日

韮崎市スポーツコミッショん 総裁 内藤 久夫

# 韮崎市スポーツコミ

## 【現状・目的】

- ・地域スポーツ振興組織は、少子高齢化・担い手不足等の慢性的課題が顕著になりつつある
- ・市内の地域スポーツ組織の再生（市体育協会等の現代化）と、スポーツツーリズムの確立
- ・韮崎市スポーツコミッショナを設立し、令和7年度を目途に独立民営化を行うことによる

## 【第1期5箇年基本計画】

組織・経営理念

韮崎市におけるインナー施策及びアウター施策の実施による地域の活性化、並びに、「ウェルネスの実現」に基づくスポーツを通じた、新しく持続可能なまちづくりの推進を行う組織

← 韮崎市スポーツ

## インナー施策

（地域スポーツ振興体制の再生）

### 【インナー施策骨子】

- (A) 地域スポーツ・イベント事務局の民間移行
- (B) 韮崎市スポーツコミッショナ傘下となる組織の現代化・合理化
- (C) 地域部活動制度の統括
- (D) 韮崎市スポーツコミッショナ体制の確立

## 【令和4～6年度体制】

総裁：市長

事務局：市教育課スポーツ振興担当

令和7年度

### 【設立の効果】

- ・将来的な人口減少による、市職員の減員及び市歳入の低減並びにスポーツに関する補助金
- ・韮崎市地域スポーツ振興組織再生のため、現在の事業を整理し、より市民に近づけるため
- ・アウター事業等実施に伴う収益を、インナー施策に再投資することにより、インナー施策
- ・地域部活動制度対応、アウター施策の実施によりスポーツの産業化を果たし、スポーツ産
- ・スポーツイベントの一元的管理運営体制の構築により、ターゲットを明確化するなど有機
- ・独立民営化を果たすことにより、緊張感を持った組織運営体制を構築することができる。

# ツーション体制構想図

つある。また、スポーツイベントでは縦割りのため、地域活性化への寄与が不明瞭である。  
(イベント主体の一元化)をするためには、**姫崎市スポーツコミッショ**nを設立する必要がある。  
より、将来的に持続可能な姫崎市スポーツ振興体制を樹立することができる。

コミッショ

## 【第1期5箇年経営計画】

経営方針

- ・行政及び過度な補助金に依存しない自走可能な組織体制の確立
- ・姫崎市のスポーツによる活性化
- ・姫崎市にしかないスポーツ施策の実施
- ・将来的な広域的アウター施策の実施
- ・姫崎市民のための生涯スポーツ振興の確立

## アウター施策

(スポーツツーリズムの確立)

### 【アウター施策骨子】

- (a) アウター施策の研究・実施
- (b) 域外との人的交流の推進
- (c) スポーツイベントの将来的な一元的管理・運営
- (d) スポーツツーリズムによる域内産業の活性化

独立民営化

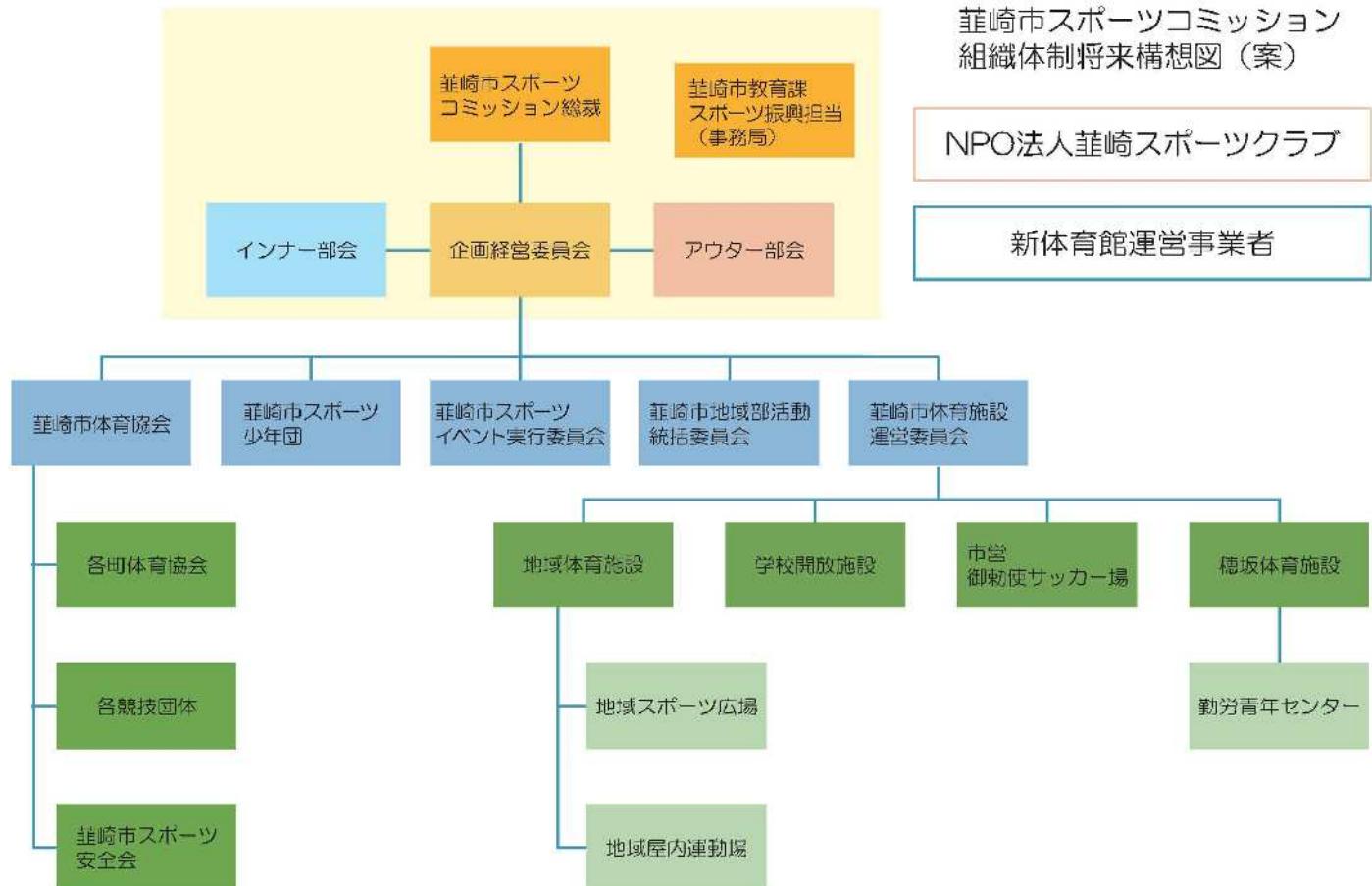
## 【令和7年度体制～(案)】

総裁：民間人

事務局：NPO法人姫崎スポーツクラブ  
(総合型地域スポーツクラブ)

削減が見込まれるが、市からの独立によりその影響を低減させることができる。(A)  
に事務局の民間への移行を行い、参加者が低迷している市体育祭りなどの活性化を図る。(A・B)  
の充実を推進することができる。(B・a・c・d)  
業への雇用率の拡大をすることができる。(C・D・a・c・d)  
的なスポーツ×観光の連携を実施することができる。(D・b・c・d)  
(D・c・d)

## 韮崎市スポーツコミッショング組織体制将来構想図（案）



地域スポーツ・イベント事務局の民間移行 → スポーツコミッショングによる運営

地域スポーツ振興組織の改革 → 韮崎市体育協会等の現代化・合理化

地域部活動制度の統括 → 市民に近い地域スポーツ振興組織へ

地域部活動統括組織の確立

市直営体育施設の管理運営 → 新体育館建設以後の市直営体育施設の指定管理受託

アウター施策の研究 → アウター施策の内容検討

ターゲットの設定・資源活用方法の選定

スポーツ合宿誘致事業の推進 → スポーツ合宿誘致手法の研究

スポーツ合宿補助金制度創設

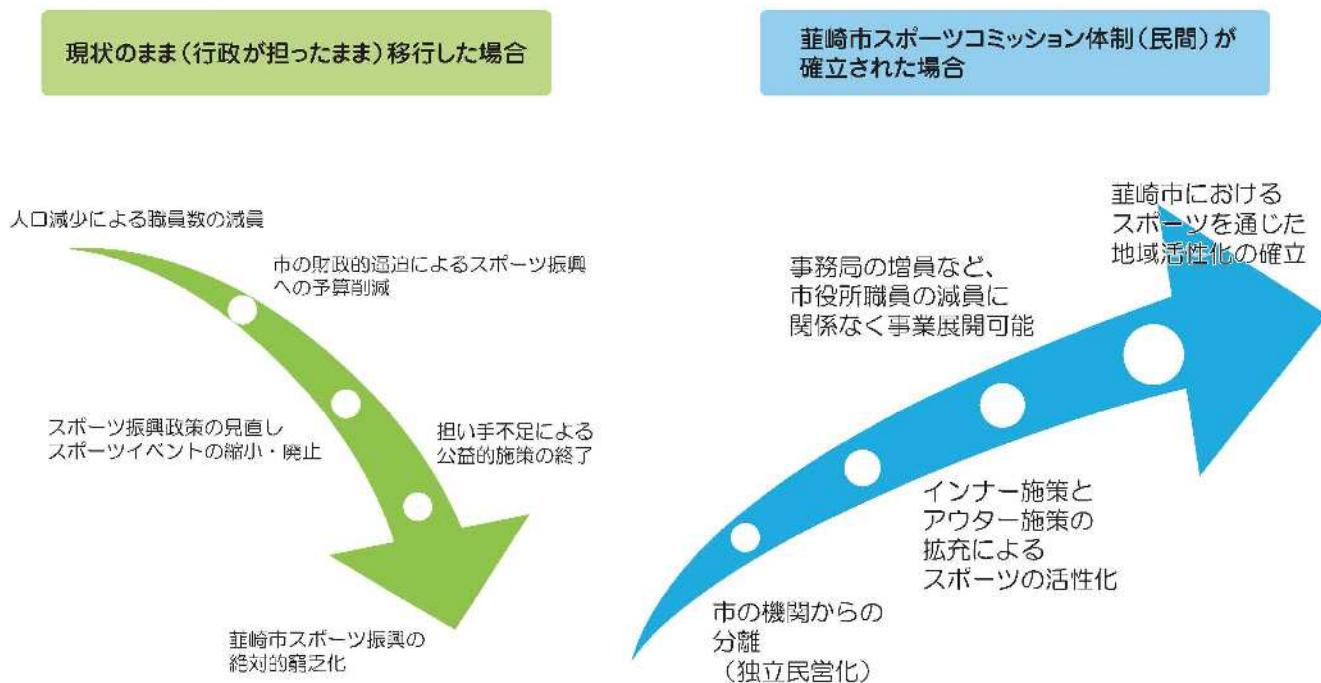
スポーツイベントの一元管理・運営 → スポーツイベントの縦割り脱却

スポーツイベントの収益化

スポーツツーリズムによる域内産業の活性化 → スポーツコミッショング事務局の増員

# 【第1期5箇年経営計画想定案】

## 今後の蘆崎市スポーツ振興体制の想定について



### 【今後のスケジュール】

令和3年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・第1期5箇年基本計画・経営計画を策定</li><li>・3月19日 蘆崎市スポーツコミッショナ設立（設立総会・記念講演会開催）</li></ul>
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・蘆崎市スポーツコミッショナ事務局員雇用</li><li>・蘆崎市スポーツコミッショナ第1期5箇年基本計画・経営計画開始</li></ul>
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域部活動制度導入</li><li>・スポーツ合宿誘致制度施行</li><li>・市体育協会改革答申案実行開始</li></ul>
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域スポーツ・イベント事務局の段階的民間移行</li><li>・スポーツイベントの収益化試験開始</li><li>・法人格取得に向けた準備</li></ul>
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・4月 独立民営化予定</li><li>・市直営体育施設（新体育館・市営総合運動場・蘆崎中央公園除く）体育施設の指定管理受託</li></ul>
令和8年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・蘆崎市スポーツコミッショナ事務局員増員</li><li>・第1期5箇年基本計画・経営計画 満了・第2期5箇年基本計画・経営計画策定</li></ul>



# 韮崎市スポーツコミッション 設立に関する計画書

- ・韮崎市スポーツコミッション設立基本方針  
(韮崎市スポーツコミッション設立趣旨)
- ・韮崎市スポーツコミッション第1期5箇年基本計画
- ・韮崎市スポーツコミッション第1期5箇年経営計画



# 韮崎市スポーツコミッショング設立基本方針

## (韮崎市スポーツコミッショング設立趣旨)

本市に地域スポーツコミッショングを設立する目的は、現状の課題と合わせて以下の点にある。

- 1 地域スポーツ振興組織は、少子高齢化・担い手不足等の慢性的課題が顕著になりつつある。また、スポーツイベントでは市の関係部署が連携しているとは言え、基本的に縦割りのため、地域活性化への寄与が不明瞭である。  
本組織の設立によりこれを明瞭化していく。
- 2 市内の地域スポーツ組織の再生（市体育協会等の現代化）と、スポーツツーリズムの確立（イベント主体の一元化）をするために、韮崎市スポーツコミッショングを設立する必要がある。
- 3 韮崎市スポーツコミッショングを設立し、独立民営化の上、組織の自走化、独自運営を可能とした、将来的に持続可能な韮崎市のスポーツ振興体制を確立する。

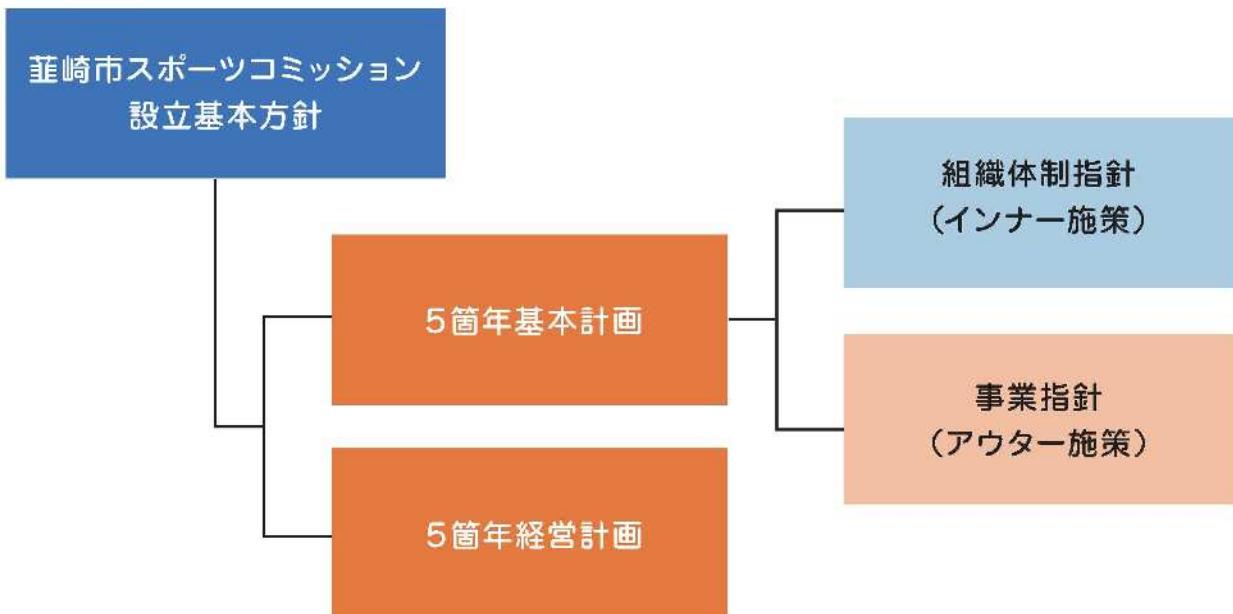
以上の目的と課題を踏まえた上で、韮崎市スポーツコミッショングは、どのような組織とし、どのように運営（経営）していくのか基本的な方向性として、以下の組織理念及び経営方針を策定する。

### 【組織理念・経営方針】

本市におけるインナー施策（地域（市内）スポーツ振興体制の拡充）及びアウター施策（域外（市外）からの誘客・スポーツツーリズムの推進）の実施による地域の活性化、並びに、「ウェルネスの実現」に基づくスポーツを通じた、新しく持続可能なまちづくりの推進を行うための組織

令和4年度から活動する「韮崎市スポーツコミッショング」は、以上の組織理念とその実現のため、5年毎に「基本計画」と「経営計画」を策定し、さらにその下に単年度毎の「事業計画」「予算計画」を策定し、事業を推進する。

## 【設立基本方針と5箇年諸計画の位置づけについて】



## 【斐崎市スポーツコミッション設立基本方針策定の趣旨及び目的】

斐崎市スポーツコミッションが、今後も長く存続していくことを踏まえた組織として、5箇年計画の変化にも揺るがない方向性を示すとともに、先進地視察による知見を踏まえ、斐崎市スポーツコミッション体制を主体となって推進する事務局員が交代しても揺るがない体制を確立するとともに、将来的に持続可能な体制を維持するために、「斐崎市スポーツコミッション設立基本方針（斐崎市スポーツコミッション設立趣旨）」を策定する。

この設立基本方針は、今後の斐崎市スポーツコミッションの運営に骨格として必要なものとして、恒久的に存続していく基本方針と位置付ける。

## 【5箇年基本計画・5箇年経営計画策定の趣旨】

少子高齢化に伴う人口減少社会による歳入減などの影響により、行政機関におけるスポーツ政策への取り組みが困難となることが予想されるなか、斐崎市は、将来的に持続可能なスポーツ政策を実施していくために、斐崎市スポーツコミッションを設立し、市とともにスポーツ振興施策を企画及び実施していくものとする。

このために、斐崎市スポーツコミッションにおいては、地域スポーツ振興を担う「インナー施策」と「スポーツツーリズム」の確立を行うための「アウター施策」の実施を計画的に行うため、「第1期5箇年基本計画」を策定する。

併せて、斐崎市スポーツコミッションが将来的に独立民営化をすること、財政的自立（自立）性を確保していくことを目標とするために「第1期5箇年経営計画」を策定する。

## 【5箇年基本計画・5箇年経営計画策定の目的】

「韮崎市スポーツコミッション」は、組織運営（維持）のため市からの補助金に依存した事業展開を行う外郭団体になってはならず、最終的には、自走化を基本とした組織運営体制を構築し運用できるような体制を目指す。

「韮崎市スポーツコミッション」は、5箇年毎の基本計画及び経営計画を策定し、5年後のあるべき組織の姿を描いておく必要がある。

「第1期5箇年基本計画」は、どのような組織体制にし、どのような事業を行っていくかについて規定し、「第1期5箇年経営計画」は、どのような財政規律を持ち、どのような財政運営を行っていくかを規定する。

「韮崎市スポーツコミッション」の事業は、インナー施策とアウター施策を二本柱として推進していく。

これらの施策を実行・発展させていくために、5箇年をかけて達成すべき目標を明示する必要があり、また、韮崎市スポーツコミッション体制の確立により、インナー施策及びアウター施策を充実させていく実施方針を明記する。

## 【設立基本方針、5箇年諸計画及び単年度計画の遂行について】



## 第1期5箇年基本計画及び第1期5箇年経営計画における用語の定義

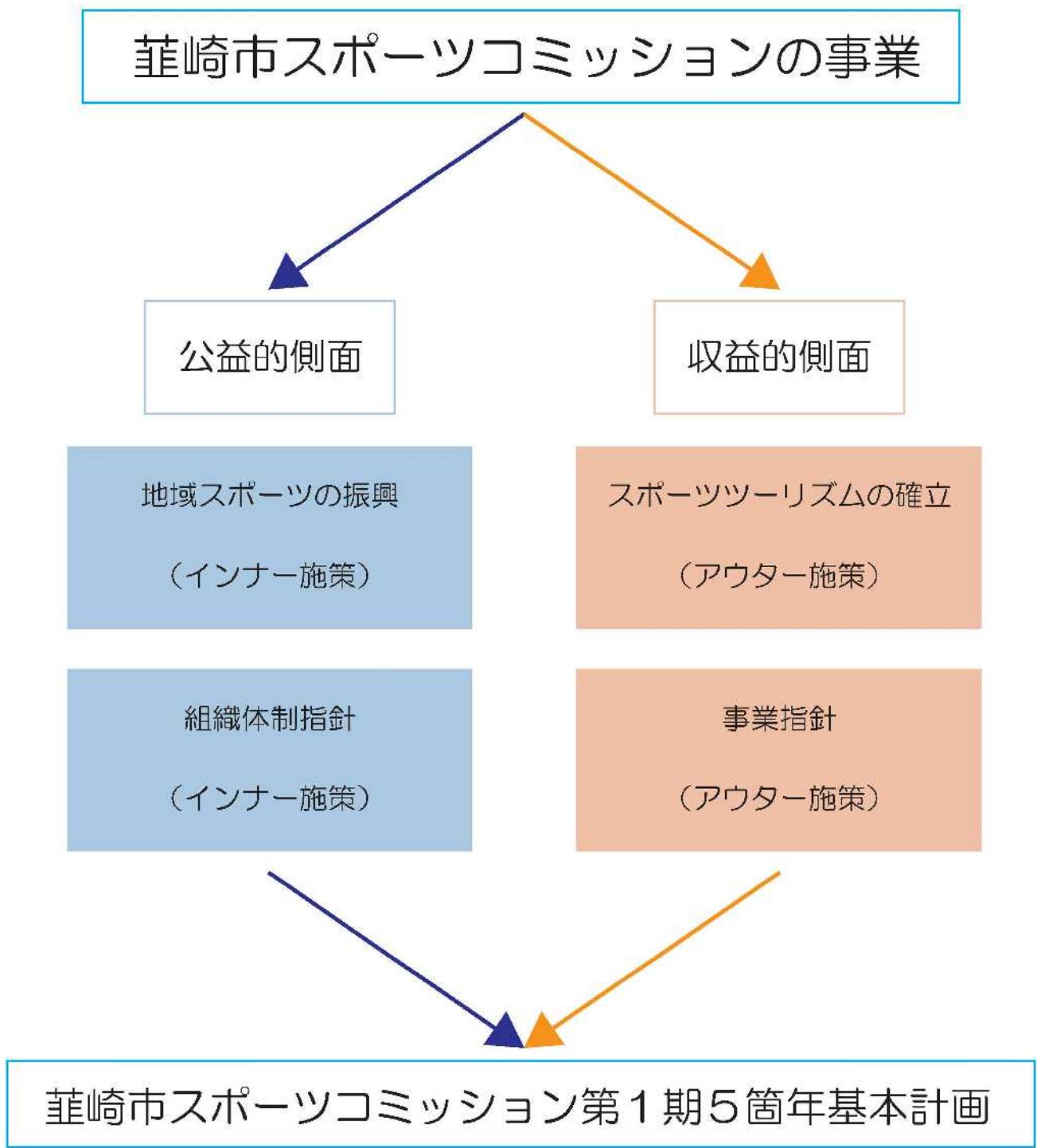
- 「インナー施策」とは、 「地域資産形成型」とも言い、域内（市内）のスポーツ振興に関する施策のことを言う。  
この施策の実施により、市民の健康増進、ウェルネスの実現を図る。この点、本市に当てはめると市内スポーツ振興組織の行う諸事業をはじめとする市内（域内）向けのスポーツ振興事業のこと。  
(例) 「韮崎市体育祭り」、「健康ウォーク」など。
- 「アウター施策」とは、 「域外交流振興型」とも言い、域外（市外）からの誘客を中心とするスポーツツーリズムのことを言う。  
これは、いかにして域外から人を呼び、いかにして韮崎市内での消費につなげ、地域を活性化させ、経済的に好循環を生ませるか、ということになる。  
(例) 「武田の里ウォーク」、「ヤマケンカップ」など。
- 「地域スポーツ振興組織」とは、 市内のスポーツ振興を担う組織を言う。  
具体的には、狭義として韮崎市体育協会、韮崎市スポーツ少年団、韮崎市スポーツ推進委員会など韮崎市教育委員会スポーツ振興担当が事務局を担う組織を指し、広義として、NPO法人韮崎スポーツクラブなどの民間組織もこれに含まれる。
- 「地域部活動制度」とは、 令和5年度から段階的に実施される学校部活動の地域への移行を指す。  
これは、教員の働き方改革の一環であり、休日の学校部活動は、令和5年度以降、地域によって運営されることとなっている。
- 「市補助金」とは、 組織運営のための市などからの公的資金のことを言う。  
従って、事業を運営するための公的資金をはじめ、事務委託料、指定管理料などは、この場合における「市補助金」には当てはめないこととする。

※なお、アウター施策とインナー施策においては、相互に重複、関連する事業・概念もある。

# 韮崎市スポーツコミッション

## 第1期5箇年基本計画 総論

第1期5箇年基本計画は、地域スポーツ振興の再生（インナー施策）とスポーツツーリズムの確立（アウター施策）を柱とする。  
これらの諸施策について記述する。



## 【第1期5箇年基本計画策定にかかる総論的意義】

「韮崎市スポーツコミッション」は設立すること自体が目的ではなく、「その組織をいかにして活かしていくか」、ということが最も重要なこととなる。

「韮崎市スポーツコミッション」は、組織運営（維持）のため市からの補助金に依存した事業展開を行う外郭団体になってはならず、最終的には、自走化を基本とした組織運営体制を構築し運用できるような体制を目指す。

「韮崎市スポーツコミッション」は、5箇年の基本計画及び経営計画を策定し、5年後のあるべき組織の姿を描いておく必要がある。

「第1期5箇年基本計画」は、どのような組織体制にし、どのような事業を行っていくかについて規定する。

「韮崎市スポーツコミッション」の事業は、インナー施策とアウター施策より成り立つ。これらの施策を実行・発展させていくために、5箇年をかけて達成すべき目標を明示する必要があり、また、韮崎市スポーツコミッション体制の確立により、インナー施策及びアウター施策を充実させていく実施方針を明記する。

## 【基本計画策定の前提的諸課題について】

現在、本市のインナー施策及びアウター施策実施については、以下の課題がある。

インナー施策における課題点（概略）	アウター施策における課題点（概略）
<ul style="list-style-type: none"><li>・旧態依然とした地域スポーツの振興</li><li>・競技スポーツの重視（偏在）</li><li>・持続困難な地域スポーツ振興事業</li><li>・地域スポーツ振興組織の硬直化</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・スポーツイベントの縦割り運営</li><li>・ターゲットを絞ったイベントが無いこと</li><li>・グランドデザインの未策定</li><li>・イベントに追われる職員体制</li><li>・収益化・産業化志向の欠如</li></ul>

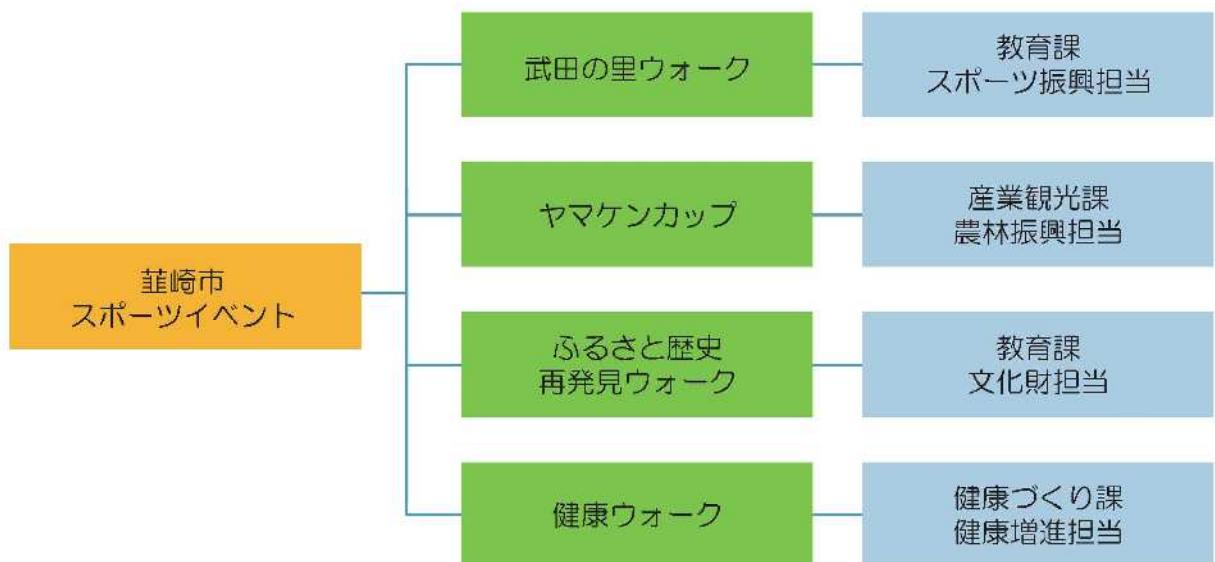
まず、インナー施策の中心的事業である、韮崎市体育協会が主催している「韮崎市体育祭り」は、近年各競技種目の参加チーム数が低迷しており、各町体育協会においては、参加者の確保が大きな負担となっている。

特に、韮崎市体育協会は、長年、基本的に現運営体制が踏襲されてきたため、その行っている事業も現在の時代とは合わなくなってきた。

少子高齢化、2040年問題にも反映されている人口減少を踏まえると、韮崎市体育祭りなどの「競技スポーツ的」事業から、「生涯スポーツ」事業へとシフトしていく必要がある。

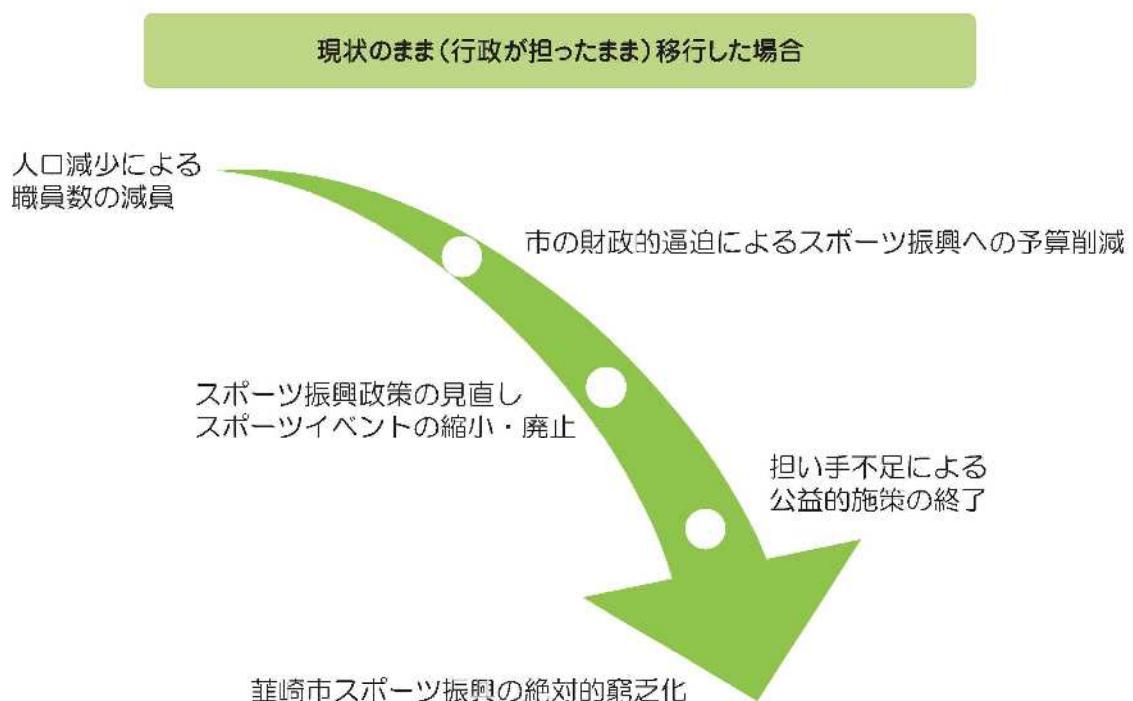
アウター施策は、春と秋に開催される「武田の里ウォーク」をはじめ、本市には、図1のようにスポーツイベントが開催されているが、その全てが異なる部署で運営されており、域外からの誘客促進のためのマネジメントがなされておらず、尚且つスポーツイベントを行う際のグランドデザイン的戦略が立てられていないため、スポーツツーリズムとしての大きな観点からみると市への経済的波及効果は限定的となっている。

図1（現在のアウター施策例）



※なお、「健康ウォーク」については、令和3年度現在、「インナー施策事業」の一つだが、将来的には、「アウター施策事業」としての発展性も見込まれる。

さらに、イベントは基本休日に行うために人手の問題がある。今後的人口減少社会を踏まえると、職員数も併せて減員していくことになるため、以下の図のような将来が予想される。



以上のような諸課題点を踏まえた場合、今後、本市がインナー施策である地域スポーツの振興、アウター施策であるスポーツツーリズムの見地に立脚したスポーツイベントを将来において持続可能なものとしていくべく、「姫崎市スポーツコミッショナ」を設立し、「計画的」に事業展開を実施していくことになる。

## 【第1期5箇年基本計画下における2指針の具体的骨格】

### 組織体制指針



#### ■ 【令和6年度まで】

- 事務局は、教育課スポーツ振興担当
- 総裁職は、市長
- 設立検討委員の企画経営委員会委員への移行
- 商工会など新たなステークホルダーの参画
- 市内スポーツ振興組織の現代化と合理化（各傘下団体の改革）
- 地域部活動管理運営体制の構築
- 市内スポーツ施設（市直営体育施設）の管理運営体制の構築
- プロパー職員の確保・人材育成

#### ■ 【令和8年度まで】

- 事務局は、民間団体（母体は、韮崎スポーツクラブ）を想定
- 総裁職は、民間人
- 市体育協会等の事務局移管
- 法人格の取得
- 地域部活動管理体制の運営
- 事務局の増員

### 事業指針



#### ■ 【令和6年度まで】

- スポーツ合宿誘致手法の研究
- スポーツ合宿誘致補助金制度の創設
- スポーツ合宿等の誘致
- スポーツイベントの収益化
- スポーツイベントのターゲット設定
- スポーツイベントにおける資源活用方法の選定

#### ■ 【令和8年度まで】

- スポーツイベントの一元管理体制の構築
- スポーツイベントの整理・刷新
- スポーツイベントの誘致
- そのほかスポーツツーリズム確立にかかる諸事業の企画・運営

第1期5箇年基本計画は、以上の項目を骨子として、中心に策定するものとする。

第1期5箇年基本計画は、期間的にも令和6年度「以前」と「以降」の2つに分ける。これは、韮崎市スポーツコミッションの独立民営化を行う時期で分けており、令和6年度末を以て韮崎市スポーツコミッションは独立民営化を果たし、その事務局を、総合型地域スポーツクラブであるNPO法人韮崎スポーツクラブをその母体として担わすことを想定しているためである。

これには、NPO法人韮崎スポーツクラブの財政基盤強化や組織の存続をさせる意味合いもある。

総合型地域スポーツクラブであるNPO法人韮崎スポーツクラブは、その会員の多くが韮崎市民であることを踏まえると、韮崎市の人口減少と合わせて、会員の減少も見込まれ、更に令和2年初頭以来のコロナ禍により、会員数の減少に歯止めがかからない状態にあり、今後の情勢次第では、更なる組織の弱体化が予想される。

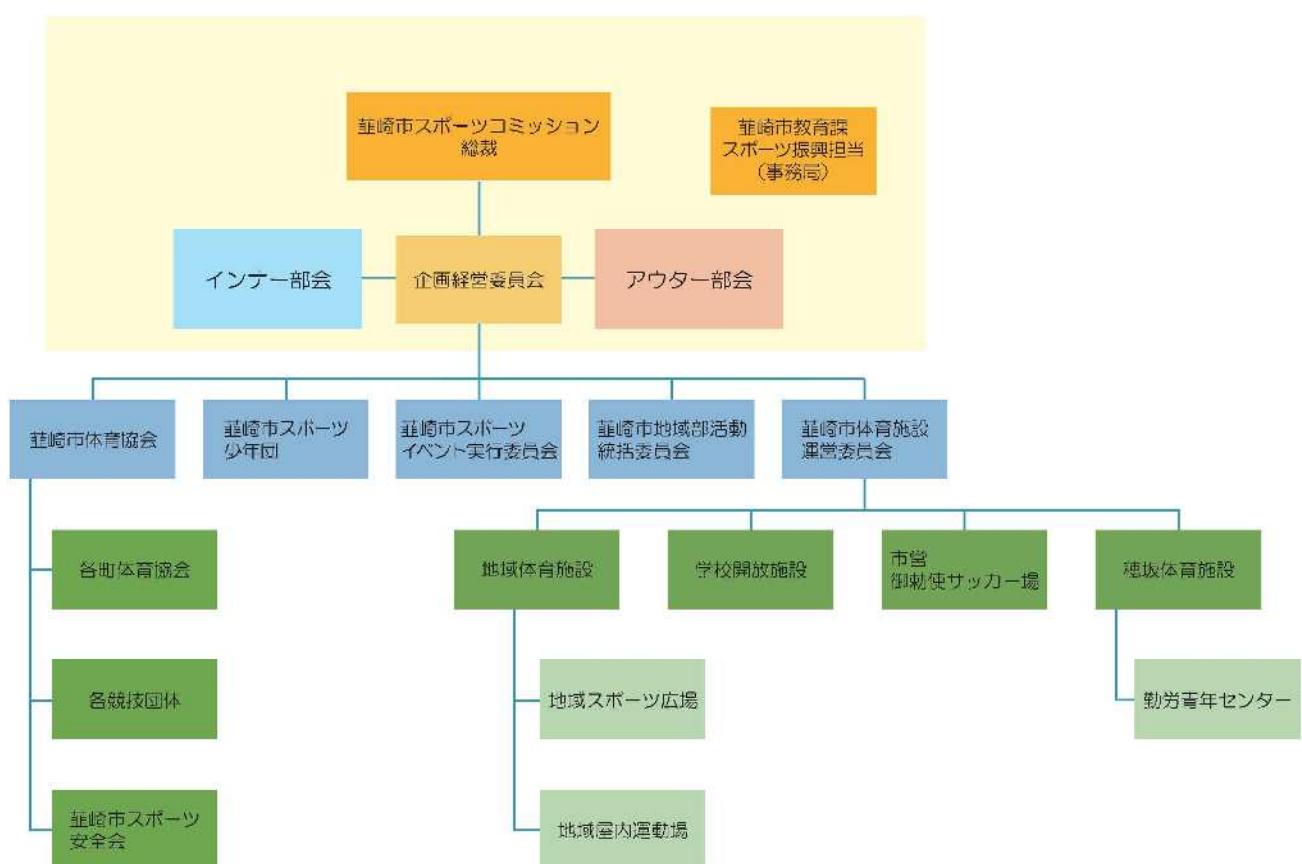
ただし、独立した経営事業体である、NPO法人韮崎スポーツクラブが現在の運営体制を好転させ、その現在実施している事業の改善が図られない場合は、韮崎市スポーツコミッション事務局は、別途設置することも視野に検討する。

# 第1期5箇年基本計画 組織体制指針

- 「組織体制指針」は、インナー施策を中心に明記する。
  - ・ 芦崎市スポーツ政策推進の司令塔的存在としての芦崎市スポーツコミッショント体制の確立
  - ・ 組織体制指針は、芦崎市スポーツコミッショント組織体制」を明記する。
  - ・ インナー施策は、市が事務局である市体協・スポ少改革を中心に行う。
  - ・ 芦崎スポーツクラブは別組織ではあるが、スポーツコミッショント事務局の基盤（母体）となるために、自主的な改革を促進する。
  - ・ 芦崎市スポーツコミッショントに、組織運営・経営のために、内部に企画経営委員会を設置する。

## 【芦崎市スポーツコミッショント組織体制将来構想図（案）】

芦崎市スポーツコミッショントは、その組織体制について、将来的に（令和6年度末までに）以下のとおり構想する。



## 【組織内の職掌について】

- ・ 芦崎市スポーツコミッショング総裁

○芦崎市スポーツコミッショングのトップの名称は、「総裁」

### 《理由》

- ・傘下団体のトップの名称との混同を避けるため。
- ・ほかの団体との違いを明確にするため。

### 《総裁の職責》

- ・総裁は、芦崎市スポーツコミッショングを代表する。

芦崎市スポーツコミッショング体制を代表し、これを統督する機関として、「芦崎市スポーツコミッショング総裁」を設置する。

総裁名称については、本市の外郭団体をはじめとする組織の長は、大多数が「会長」という名称であり、芦崎市スポーツコミッショングが、市内スポーツ振興組織の司令塔的役割を果たす高等機関となるので、この際、「会長」という名称は使用せず、これを統括する役職名として、「総裁」という名称にした。

総裁は、芦崎市スポーツコミッショングを代表し、その体制の全てに関して責任を負う。

なお、総裁の下に、総裁が事故あるときなどの代理として、その職務を執行するために「副総裁」職を設置する。

総裁及び副総裁は、各1名を以てその職に就く。

- ・ 芦崎市スポーツコミッショング企画経営委員会

○芦崎市スポーツコミッショング内に「企画経営委員会」を置く。

### 《理由》

- ・頭脳的存在として、諸計画の策定を行い、総会の役割を担う。
- ・地域スポーツ振興、スポーツツーリズム確立に向けた審議を行う。
- ・委員は、設立検討委員会委員を母体に移行のうえ、各関係団体からの参画を推進する。
- ・委員長は、「行政職（教育長）のあて職」とする。
- ・商工会等の諸機関の人々に幅広くスポーツコミッショングに参画してもらう必要があるため。
- ・理事制にしない理由として、将来的に、独立民営化することを踏まえると、理事制を探った場合、登記などで混乱するおそれがあるため。
- ・芦崎市スポーツコミッショングの事業を進めていく上で、効果的な施策を実行していくために、企画経営委員会の傘下に「地域スポーツ振興部会」及び「スポーツツーリズム部会」を設置する。

企画経営委員会は、葦崎市スポーツコミッショングの頭脳的及び中枢的存在、かつ葦崎市スポーツコミッショングの意思を決定する総会的役割も担う。

第2期以降の5箇年基本計画及び経営計画を策定していくこととし、地域スポーツ振興及びスポーツツーリズム確立に向けた組織課題を解決していくために討議及び実践する組織とする。

葦崎市スポーツコミッショング企画経営委員会の委員長を「教育長」のあて職としたのは、財政自律化、経営面の合理的運営、葦崎市スポーツコミッショング組織体制適正化、スポーツツーリズムの推進、地域スポーツ振興の推進という公的な施策実施の責任を担うためである。

この企画経営委員会は、その権限として、以下の事項を構想している。

- ・ 葦崎市スポーツコミッショングにおける総会的役割
- ・ 「総裁」及び「副総裁」の執行部体制案審議
- ・ 経営方針等重要事項の議決
- ・ 5箇年諸計画の策定及び変更
- ・ 職務執行の監督
- ・ 組織体系の改革
- ・ 単年度事業計画の変更勧告
- ・ 単年度予算計画の変更勧告
- ・ 議決事項の提案
- ・ 職務執行状況・個別事項に関する説明要求

葦崎市スポーツコミッショングは、その組織体制につき、令和7年度を以て独立民営化することを想定している。その際に、安定的かつ迅速な体制の変更を行い、持続可能な組織体制を維持するための対策として、企画面と経営面の諸施策を立案し、また、第2期以降の5箇年基本計画及び経営計画を策定していく組織たる企画経営委員会の委員長ポストは、「行政」の人間とし、独立民営化後、機能不全に陥る恐れがあった場合に、この企画経営委員会が防波堤的役割を果たすこととする。

ただし、葦崎市スポーツコミッショング事務局が市（教育課スポーツ振興担当）であり続ける間（令和6年度末まで）は、教育課長が事務局長となるので、この間は、「教育長」を委員長とする。

しかし、その後、民営化をし、事務局が市（教育課スポーツ振興担当）より離れた場合、企画経営委員会委員長は、教育長又は教育課長とする。

また、企画経営委員会には、葦崎市スポーツコミッショング設立検討委員会委員の移行のほか、地域スポーツコミッショングの体制構築のため、商工会等をはじめとする諸団体の参画を推進する。

企画経営委員会に傘下に2つの部会を置き、能率的かつ実務的な施策の検討を行っていく。この2つの部会については、検討事項にあたって、インナー施策とアウター施策が重なり合う可能性もあり、その際は、企画経営委員会を開催し、各々の部会にて検討された事項等について、全体的に調整を行い、効果的なスポーツ振興施策の実施を図る。

ただし、企画経営委員会が、韮崎市スポーツコミッショント体制に必要と認める場合においては、特別に部会を設置することも可とする。

例えば、経営施策について、改革等を実施するために、専門的に調査研究を行っていくための経営部会などが考えられる。

また、企画経営委員会には、アドバイザーとともにオブザーバーを設置する。

アドバイザーは、地域スポーツコミッショントに専門的知見を有する者や、山梨県を中心に活動するプロスポーツチームの関係者、スポーツに関する学術的研究を行っているもので、韮崎市スポーツコミッショント体制について、適宜、助言及び指導をしていただく。

オブザーバーは、韮崎市スポーツコミッショント体制に關係する行政機関職員及び利害関係者を想定している。オブザーバーは、委員長の指名で意見を陳述することができるが、企画経営委員会における議決には参加できないものとする。

以上のアドバイザー及びオブザーバーは、委員長の権限により、適宜委嘱を行うものとする。

#### ・企画経営委員会地域スポーツ振興部会

韮崎市スポーツコミッショントの設立基本方針の一つである、「地域スポーツの振興」を推進していくために、専門的及び実務的な検討を行うための「地域スポーツ振興部会」を設置する。

この部会では、インナー施策の実施・拡充に向けた検討を行っていく。

地域スポーツ振興部会は、討議内容として、以下の事項を所掌する。

- ・地域スポーツ振興組織の改革
- ・地域スポーツ振興事業全般
- ・地域スポーツ振興施策の調査・研究・実施
- ・その他地域スポーツ振興に関する事項

#### ・企画経営委員会スポーツツーリズム部会

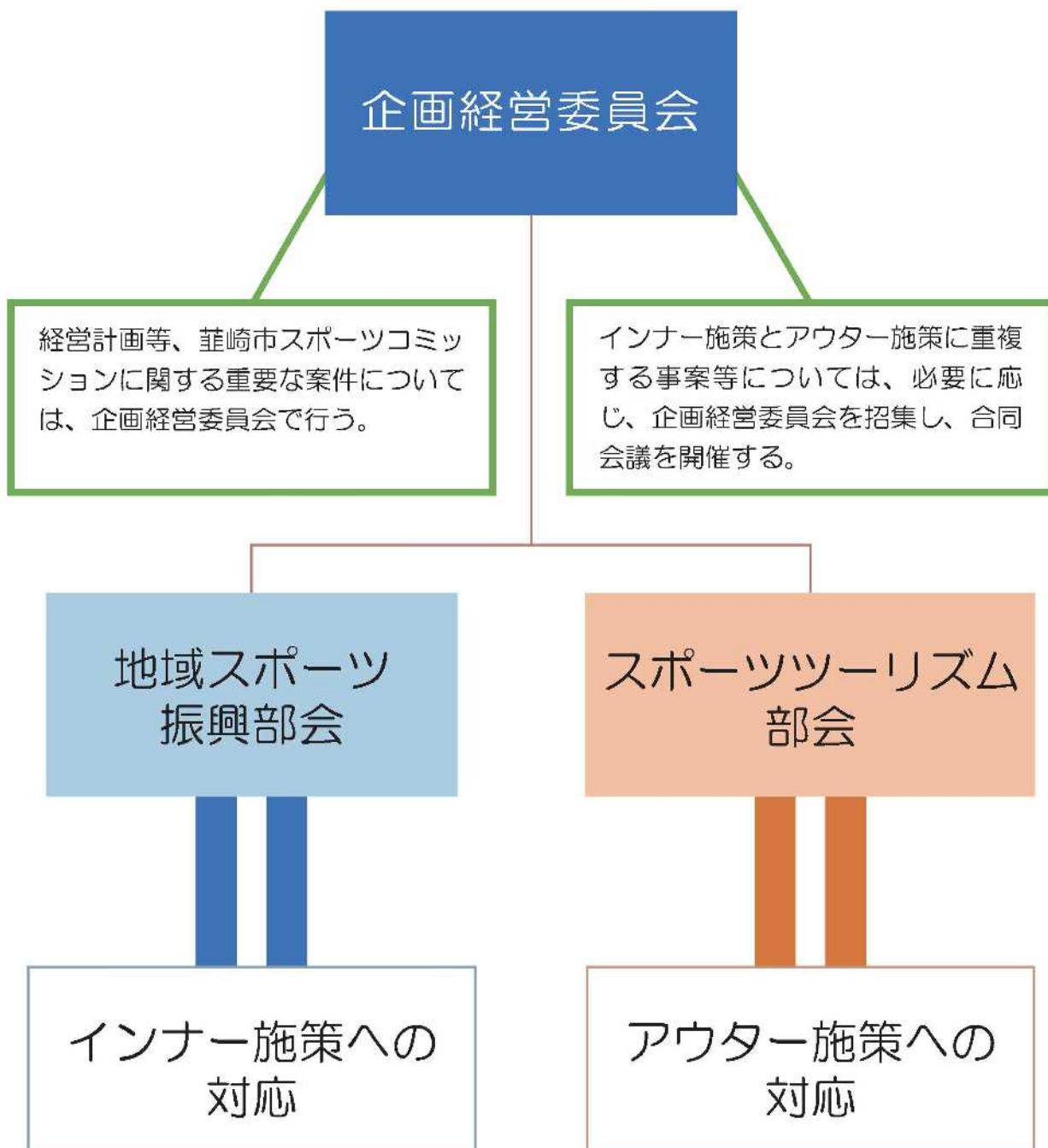
韮崎市スポーツコミッショント設立基本方針の一つである、「スポーツツーリズムの振興」を推進していくために、専門的及び実務的な検討を行うための「スポーツツーリズム部会」を設置する。

この部会では、アウター施策の実施・拡充に向けた検討を行っていく。

スポーツツーリズム部会は、討議内容として、以下の事項を所掌する。

- ・スポーツツーリズムの推進にかかる調査研究
- ・スポーツによる域外交流に関する企画及び立案
- ・スポーツツーリズムの計画的実施にかかる先進的調査
- ・スポーツツーリズムの実施にかかるターゲットの設定
- ・その他スポーツツーリズムの推進に関する事項

## 【企画経営委員会と2つの部会体制図】



### ・韮崎市体育協会

韮崎市体育協会は、現在、韮崎市体育協会内に改革委員会が設置されており、令和4年度中に中間改革答申、令和4年度末に最終改革答申が出される予定で討議が行われているため、韮崎市体育協会の体制変革については言及しないこととする。

・**韮崎市スポーツ少年団本部**

韮崎市スポーツ少年団本部については、現状のまま移行させることとするが、後述の令和5年度から段階的に移行する地域部活動及び現在の日本スポーツ協会によるスポーツ少年団の指導方針を鑑みると、現状体制の維持は困難なものと考えられる。

しかしながら、スポーツ少年団は、その運営を各単位団に委ねているため、その在り方については、地域部活動制度導入検討を踏まえて、各単位団に一任することとする。

○以上の2団体は、令和3年度における韮崎市スポーツコミッショナの設立に際して、その体制の傘下に入っており、韮崎市スポーツコミッショナの指導及び助言の下、将来的に持続可能な団体を目指し、運営される。

なお、韮崎市スポーツコミッショナの独立民営化に合わせ、これら2団体もその事務局を独立民営化する。

・**韮崎市スポーツイベント実行委員会**

第1期5箇年基本計画にも記載するが、本市のスポーツイベントは、現在担当する部署が、独自にスポーツイベントを実施している。スポーツツーリズム確立のために、スポーツイベントの一元的統括体制を構築し、将来的な収益化を踏まえた組織とする。

・**韮崎市地域部活動統括委員会**

○「地域部活動」制度は、韮崎市スポーツコミッショナで所管する。

ただし、運営の要請元となると考えられる東西両中学校・学校教育担当の意向によっては、変更となる場合がある。

《理由》

- ・令和5年度より、段階的に開始する地域部活動制度は、統括する組織を要する。
- ・地域部活動制度は、学校の教員の負担軽減のために創設されたもの。
  - ⇒令和4年度より韮崎市教育委員会内に「韮崎市地域部活動制度検討調査会」が設置され、検討が開始される予定。
- ・地域部活動制度は、謝金等を指導者（教職員含む）に支給する上で、事務手数料などが、スポーツコミッショナ運営財源の一部となることが想定される。

令和5年度より、段階的に始まる「地域部活動」制度については、令和3年度、南アルプス市においてモデル校として、八田中学校、櫛形中学校にて行われている。

スポーツ庁では、令和3年度中に策定する「第3期スポーツ基本計画」において、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策に、運動部活動改革の推進と地域における子供・若者のスポーツ機会の充実を盛り込むこととしている。

「地域部活動」制度は、休日の部活動を地域の人材を活用することにより、教員の負担を軽減させようというのが中央教育審議会の目論見であるが、スポーツ庁は、

総合型地域スポーツクラブ延命措置へと転化させようとしている。「地域部活動」制度自体は、韮崎市スポーツコミッショングの一事業として位置付けることとする。

市内東西中学校における地域部活動を統括し、運営していくためには、学校側は保護者、地域スポーツ振興組織、総合型地域スポーツクラブなどのあらゆる組織に協力を求めるべきものであり、これらの運営のための組織として、韮崎市スポーツコミッショング率下に「韮崎市地域部活動統括委員会」を設置する。

「韮崎市地域部活動統括委員会」の構成員は、教育長、東西両中学校長、両中学校部活動担当教諭、PTA会長、総合型地域スポーツクラブ、韮崎市体育協会、韮崎市スポーツ少年団、市教育課（指導主事、学校教育担当リーダー、スポーツ振興担当リーダーなど）を想定する。

「地域部活動」は、その運営手法自体、財政面において潤うこととなることが予想される。

従って、「地域部活動」制度自体は、韮崎市スポーツコミッショングの運営財源の一部となりえることが考えられるため、設置には慎重を期して行うものとする。

#### ・韮崎市体育施設運営委員会

○韮崎市スポーツコミッショングで将来的に体育施設の管理運営を行うことを想定する。

##### 《理由》

- ・新体育館供用開始に伴うPFI事業者が管理運営を行わない市直営体育施設については、韮崎市スポーツコミッショングで管理運営を行い、安定的な収入源として確保する。
- ・市直営体育施設のほか、地域体育施設、学校開放施設、穂坂自然公園も対象として想定している。

##### 《用語の定義》

- ・市直営体育施設とは、市営御勅使サッカー場、穂坂体育施設、勤労青年センターを言う。

新体育館建設後の市営新体育館、市営総合運動場及び韮崎中央公園を除く市直営の体育施設である、市営御勅使サッカー場、穂坂体育施設、勤労青年センターについては、その取扱いが決まっていない。

これらの市直営体育施設を韮崎市スポーツコミッショングが指定管理を受託し、運営していくことのほかに、後継者・担い手不足に陥っており、近い将来、なり手が失われるであろうことが予想される、各学校開放施設及び、各地域体育施設の運営管理をしている「管理指導員」についても、抜本的な制度の見直しが考えられる。

この場合、韮崎市スポーツコミッショング内の韮崎市体育施設運営委員会が主軸となり、市直営体育施設並びに、学校開放施設及び地域体育施設の運営を行っていく。

但し、必ずしも委員会を設置することは無く、スポーツコミッショングの一事業として、事務局が行っていくことも可能であるが、仮に管理指導員を一定数残すのであれば、運営委員会として組織を設置しておくことも可能と考えられる。

この体育施設の運営は、指定管理料等がスポーツコミッショング自体の収入となるものと見込んでおり、この指定管理料が、この韮崎市スポーツコミッショングの主要な収

入源になるものと考えている。

我が国で初めて設立された地域スポーツコミッショングである「さいたまスポーツコミッショング」をはじめとする団体は、一般的にこの指定管理料を中心とした収入を主要収入源としている。

#### 《市直営体育施設の管理運営にあたっての懸念事項》

##### 市営御勅使サッカー場について

- ・国（国土交通省）と埼崎市の契約により、埼崎市が管理しているがこれをスポーツコミッショングが管理できるか。
- ・峠北広域行政事務組合環境衛生センター設置による龍岡町住民の優先利用との兼ね合い。
- ・安価な利用料による管理運営費の負担（受益者負担の衡平性の欠如）。
- ・グリーンフィールド穂坂の懸念事項と同様に、予約制度の改善が必要。

##### グリーンフィールド穂坂について

- ・市内3か月前予約及び市外2週間前予約の制度により、特に、天然芝の養生期間である冬季に唯一使えるグラウンドであるため、同期間中利用者が殺到し、高額な利用料収入を見込める市外者の利用の低迷につながっている。

##### 穂坂自然公園について

- ・産業観光課農林振興担当の所管施設。
- ・埼崎市スポーツコミッショングが運営するとなると教育課への移管を要する。
- ・設置に際し、農林水産省の国費補助金を活用した施設。

##### ・事務局

事務局体制は、下表のとおりとする。令和6年度末を以て独立民営化することを考慮し、将来的な体制の在り方についても付記する。

～令和6年度末	
職名	人事案
総裁	市長
副総裁	民間人
企画経営委員会 委員長	教育長
事務局	スポーツ振興担当
組織形態	任意団体

令和7年度～	
職名	人事案
総裁	民間人
副総裁	未定
企画経営委員会 委員長	「教育長」或いは「教育課長」
事務局	NPO法人埼崎スポーツクラブ
組織形態	法人格

事務局については、令和6年度末を期して、市教育課スポーツ振興担当から、事務局の母体となる組織として、総合型地域スポーツクラブであるNPO法人埼崎スポーツクラブへの移行を想定している。

# 第1期5箇年基本計画 事業指針

○事業指針は、アウター施策を中心に明記する。

- ・ 芦崎市スポーツコミッションがどのようなアウター施策事業を行っていくのか、ということについて、明記する。
- ・ 芦崎市スポーツコミッションのアウター的事業は、令和5年度より「スポーツ合宿の誘致」を行い、補助金制度の設立などを目指す。
- ・ スポーツイベントの一元化を目標とする。
- ・ スポーツイベント実施に伴い、スポーツツーリズムの視点を入れ、ターゲットの設定、域内資源の活用方法を調査研究し、スポーツの聖地化を目指す。
- ・ 令和8年度までに、スポーツイベントの誘致支援などの事業を行うことを明記する。
- ・ アウター施策の中心的資源として「山岳・トレイルランニング・サッカー」を中心的に活用していく。

## 【事業指針とは何か】

芦崎市スポーツコミッション第1期5箇年基本計画中、事業指針についても策定する。事業指針とは、芦崎市スポーツコミッションが行うスポーツツーリズムの確立を中心としたスポーツイベントを始めとするアウター施策諸事業の方針である。

## 【なぜ事業指針を策定するのか】

(1)芦崎市スポーツコミッションが設立されたとしても、その際行うべき事業の指針が定まっておらず、場当たり的な運営をすることになれば、効果的なアウター施策を行うことはできない。

従って、5年間の間に展開すべき事業を明記する必要がある。

アウター施策の中心的事業として、「スポーツ合宿の誘致」にかかる研究を実施していく、スポーツ合宿誘致のための補助金制度の構築を第1期5箇年基本計画事業指針の中核的事業の一つとする。

これは、本市でスポーツ合宿をするに際し、補助金を交付して、宿泊費をはじめ、会場利用料を補助及び減免させる措置で、市外の人々を本市に招く施策として、行いややすいという利点がある。

(2)スポーツイベント運営体制の一元化を行う。

本市では、現在、「武田の里ウォーク」、「ヤマケンカップ」が主要スポーツイベントとして開催されている。

「戦国ヒルクライムin芦崎甘利山」は、観光面での効果が無いことを理由に大会について令和2年度を以て、廃止された。

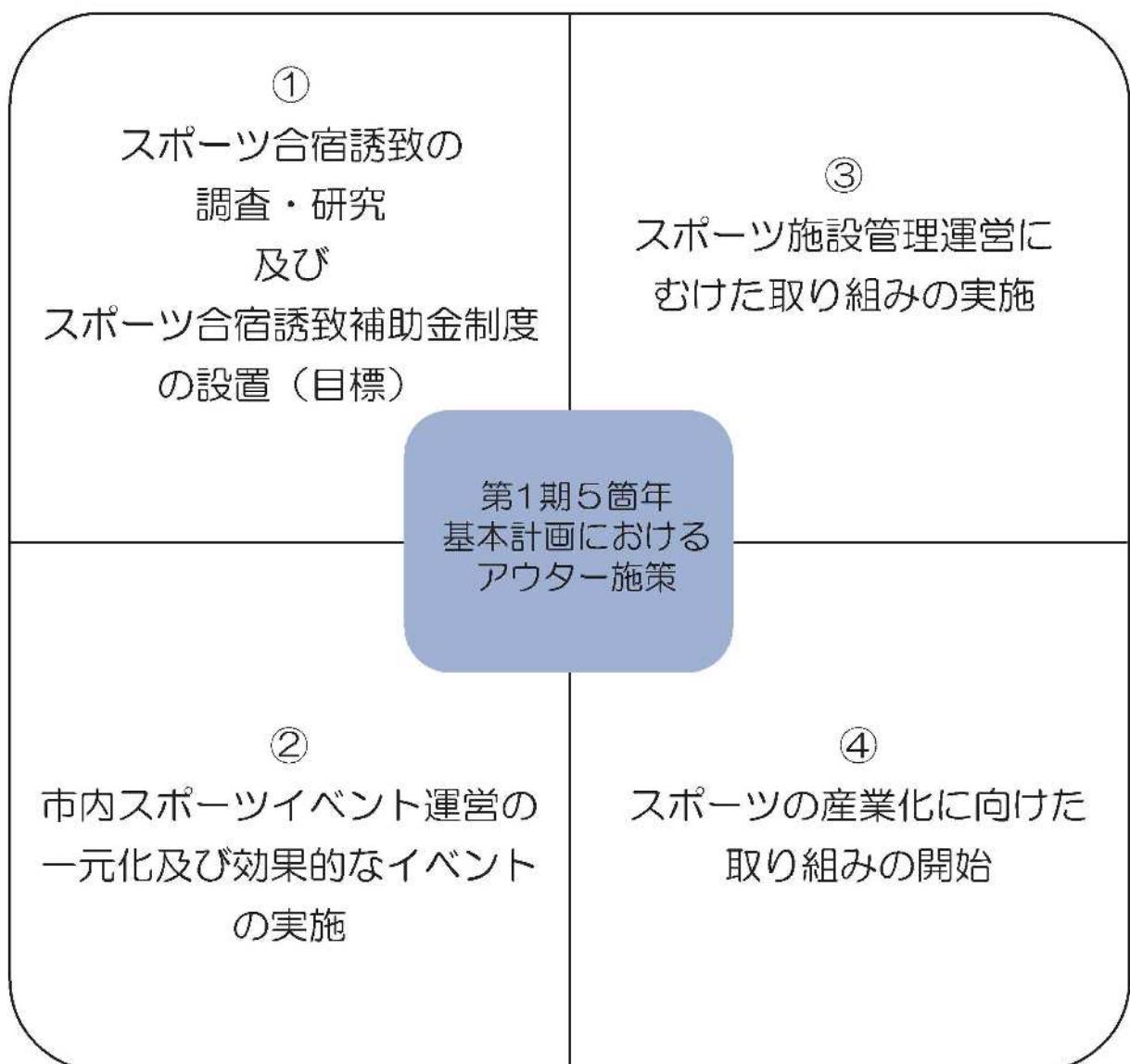
産業観光課農林振興担当が所管しているこの「ヤマケンカップ」を芦崎市スポーツコミッションの事業に編入することを想定する。

また、令和7年度以降としては、「スポーツ合宿の誘致」など、次の4事業を行うことを、基本計画の中に位置づける。

- ①スポーツイベント等誘致支援事業
- ②スポーツイベント開催事業
- ③スポーツ施設管理運営事業
- ④スポーツビジネス創出事業

最終的には、市内で開催する市が主催のスポーツイベントを一元的に運営する方向にもっていくが、当面（新体育館が完成するまで）の間は、①、②を中心に行っていく。

なお、以上の事業内容のほかにも、新たな事業案については、韮崎市スポーツコミュニケーション企画経営委員会において討議していくこととする。



# 韮崎市スポーツコミッショ第1期5箇年経営計画

経営計画は、基本計画が実施される中で、将来的に韮崎市スポーツコミッショ第1期5箇年経営計画が独立民営化することを期して、その財政運営体制について記述する。

○韮崎市スポーツコミッショ第1期5箇年経営計画の自律的経営のため、経営計画を策定する。

- ・5箇年経営計画を基本計画と共に策定。

## 《理由》

- ・市からの補助金をいずれは半分以下程度の比率にするため、将来的な経営計画を策定する。

☞この計画により、漸進的な自律型経営（補助金の年毎の低減）を考慮。

- ・韮崎市スポーツコミッショ第1期5箇年経営計画の自律的な経営に向けた収入源及び、必須的支出についても策定し、黒字を確保する。

- ・稼ぐスポーツ組織にするため、民間的手法及び民間的発想を十分に取り入れる。

- ・事務局員についても（賃金支出などで経営面に関わるため）、明記する。

☞市としては、2名分の給与の確保を目指すが、事業継続上これでは不足する。

☞この不足分は、スポーツコミッショ第1期5箇年経営計画の事業収益により賄い、併せてプロパーの育成等を行う。（スポーツビジネス創出事業の一翼を担う。）

## 【5箇年経営計画とは何か】

5箇年経営計画は、経営体制、財政運営の自律化を想定した計画を策定する。経営体制の点については、基本計画と類似する点又は重なる箇所があるが、この点については、5箇年基本計画に記載することとする。

5箇年経営計画は、経営方針を明らかにすることとし、具体的な金額等については、この経営計画を参考した、単年度予算計画を以て明示することとする。

## 【韮崎市スポーツコミッショ第1期5箇年経営計画設立後の将来性について】

韮崎市スポーツコミッショ第1期5箇年経営計画は、令和7年度を目標として、市の外郭団体より分離し、民営化を行い、法人格を取得する。

公益法人化については、要件等に高いハードルがあるが、韮崎市のスポーツ振興政策を今後代行していく団体になりうるものと考慮すれば、公益法人化も、その選択肢にいれることを検討していくことも妥当と考えられる。

## 【なぜ経営計画を策定するのか】

5箇年経営計画の要諦は、財政運営の自律化にある。令和7年度における韮崎市スポーツコミッショ第1期5箇年経営計画の完全移行を想定していることに伴い、韮崎市スポーツコミッショ第1期5箇年経営計画に附属する諸団体の事務局も併せて移行することになるが、この移行に際して、市より韮崎市スポーツコミッショ第1期5箇年経営計画に対し、事務局運営にかかる事務委託料の交付を想定している。これを踏まえ、現状の市教育課スポーツ振興担当職員の事務量を鑑みて、事務委託料は、概ね会計年度任用職員の給与2人分が支弁されることを想定している。

### 【韮崎市スポーツコミッション事務局への事務委託とこの費用について】

この会計年度任用職員の給与の根拠として、（一社）韮崎市観光協会の現体制を踏まえ、韮崎市体育協会、武田の里ウォーク実行委員会、韮崎市スポーツ少年団本部の事務局を委託することにより、現体制で3人以上がこの業務にあたっている点、2つ目に、市として以上の業務を委託することにより、2人分相当の給与の支弁を想定しているが、このほかに、地域部活動統括委員会、体育施設運営委員会が付加される。これらの業務については、現時点で不透明な状況ではあるが、将来的に採算化を見込めるため、この業務にあたる人員は、この業務から得た収益を以て、事務局員の増員を見込む。

以上の事務局の拡充をはかり、先行事例の例によれば、5～7人ほどの事務局体制を構築することができ、現状より市の負担が減ることを見込んでいる。

NPO法人韮崎スポーツクラブの活動低迷は、コロナ禍による会員数の減少などの外的要因もさることながら、事業を行っていく事務局員の不足という人的要因もある。従って、韮崎市体育協会をはじめとする諸団体の事務を委託し、このことによる事務局員の増員により、組織機能の低下の改善につながるものと考えられる。

### 【第2期5箇年諸計画について】

第2期5箇年諸計画が策定され、韮崎市スポーツコミッションがある程度の自律的な、自走的経営を行えるようになるまでは、市が韮崎市スポーツコミッションに対し、（一社）韮崎市観光協会のように事務局員として、市職員を出向させる人的面でのサポートも必要である。

韮崎市スポーツコミッションの経営に際して、必要なことは、過度な補助金の交付による経営体制から離れることがある。補助金を交付し続ければ、韮崎市スポーツコミッションは、その補助金を頼みにして、自律的経営を行わずとも、最後は、市が助成してくれるという安易な危機感の欠如につながり、自助的努力をしなくなることは、自明の理である。

全国的に、観光協会、地域スポーツコミッション、体育・スポーツ協会の財政運営をみると、自治体からの補助金支給のみで運営を行っている団体も存在し、本市でも、本市からの補助金のみで運用している、（一社）韮崎市観光協会、（一財）武田の里文化振興協会のほか、事務局も職員が担っている、「外郭団体」としての韮崎市体育協会等の団体もある。

### 【韮崎市における補助金支給団体等の種類】

補助金完全支給運営団体 (事務局独立)	補助金完全支給運営団体 (事務局-職員)	運営費一部支援運営団体 (事務局独立)
<ul style="list-style-type: none"><li>・一般社団法人 　韮崎市観光協会</li><li>・一般財団法人 　武田の里文化振興協会</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・韮崎市体育協会</li><li>・韮崎市スポーツ少年団本部</li><li>・武田の里まつり実行委員会</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・NPO法人韮崎スポーツ 　クラブ</li></ul>

我が国で最初に設置された「さいたまスポーツコミッショն」をはじめ、行政が主導的役割を果たし設置された地域スポーツコミッショնの多くは、行政からの補助金を交付されているか、或いは行政が事務局の一部を担っているケースが多い。

その一方で、民間主導で設置された地域スポーツコミッションについても、最終的には行政がいくらかの補助金（低比率）を交付しているという現状を踏まえると、完全なる補助金に依存しない事業運営は、不可能であると思料される。

韮崎市スポーツコミッションは、この事務委託料のほかに、市内各体育施設を維持管理していくための指定管理料などを収入源とすることになる。

従って、収支については、以下の表のとおりになると想定する。

## 収入



諸団体の事務委託料

体育施設指定管理料

体育施設利用料

スポーツイベント開催委託料

スポーツイベント参加料

地域部活動運営委託料

## 支出



事務局員 2人分の給与（想定）

諸団体運営費

体育施設維持管理費

スポーツイベント開催経費

スポーツ合宿補助金

地域部活動運営費

### 【韮崎市スポーツコミッションの公益的役割】

第1期5箇年経営計画における、事務委託料及び指定管理料については、補助金の枠組みには捉えない。

韮崎市スポーツコミッション自体は、実態として韮崎市教育課スポーツ振興担当が行っていた事務事業を組み入れることになるため、結局は、市の事業を行うことになる。

### 【韮崎市スポーツコミッションの将来的展望】

将来的に韮崎市スポーツコミッションが事業展開をしていくにあたり、事務員の増加などを念頭に入れた際に、3人以上の事務局員の給与等については、韮崎市スポーツコミッションにおける自己資金で賄うことになる。

また、将来的に、かかる補助金は、減額していくことを想定し、第3期経営計画あたりでは、事務委託料を1人程度とし、指定管理料についても減額をしていくことを考慮する必要がある。

第2期経営計画以降は、如何にして稼ぐか、という点が鍵となる。

韮崎市教育委員会告示第 1 号  
韮崎市スポーツコミッション要綱

(設置)

第1条 スポーツによる地域の活性化及びウェルネスの実現に基づく持続可能なまちづくりの推進を行うための組織として、韮崎市スポーツコミッション（以下「スポーツコミッション」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 スポーツコミッションの所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) スポーツによる地域の活性化に関すること。
- (2) 地域スポーツ振興に関すること。
- (3) スポーツツーリズムの推進に関すること。
- (4) スポーツ施設の管理事業に関すること。
- (5) 地域部活動に関すること。
- (6) 市内のスポーツ組織に関すること。
- (7) その他本市におけるスポーツに係る事業に関すること。

(構成)

第3条 スポーツコミッションは、韮崎市体育協会その他本市においてスポーツに関する活動を行う団体等をもって構成する。

(総裁及び副総裁)

第4条 スポーツコミッションに総裁及び副総裁を各1人置く。

2 総裁は、市長をもってこれに充て、副総裁は、総裁が指名する。

3 総裁は、スポーツコミッションの会務を総理し、スポーツコミッションを代表する。

4 副総裁は、総裁を補佐し、総裁に事故あるとき、又は総裁が欠けたときは、その職務を代理する。

(企画・経営委員会)

第5条 第2条に規定する所掌事務を実施し、スポーツコミッションを運営するため、スポーツコミッションに企画・経営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の業務)

第6条 委員会は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) スポーツコミッションの事業及び経営に関する基本方針の策定
- (2) スポーツコミッションの5箇年基本計画及び5箇年経営計画の策定
- (3) スポーツコミッションの単年度事業計画及び予算計画の策定
- (4) スポーツコミッションによるまちづくりのための体制の整備
- (5) スポーツコミッションの職務の執行及び経営体制の監督
- (6) 前各号に掲げるもののほか、スポーツコミッションの運営に関し必要な業務

(委員会の組織)

第7条 委員会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

3 委員長は、委員の互選によりこれを定め、副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長は、委員会の会務を総理する。

5 委員会は、アドバイザーを若干名置くことができる。

6 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(委員会の委員)

第8条 委員は、次に掲げる者のうちから総裁が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係機関又は団体の代表者又は職員
- (3) スポーツ団体において指導及び運営の経験を有する者
- (4) 民間企業において経営の経験を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、総裁が適当と認める者

2 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(アドバイザー)

第9条 アドバイザーは、次に掲げる者のうちから委員長が委嘱する。

- (1) スポーツコミッションに専門的見地を有する者
- (2) 山梨県を中心に活動するプロスポーツチームの関係者
- (3) スポーツに関する学術研究を行っている者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、委員会が適当と認める者

2 アドバイザーの任期は、委員長が定める。

(委員会の会議)

第10条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 総裁及び副総裁は、会議に出席し、意見を述べることができる。

(部会)

第11条 委員会に、地域スポーツ振興部会及びスポーツツーリズム部会その他スポーツコミッションの運営に必要な部会（以下この条において「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員及びアドバイザーをもって組織する。

3 部会に部会長を1人置く。

4 部会長は、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

5 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

(庶務)

第12条 スポーツコミッションの庶務は、教育課において処理する。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、スポーツコミッションの運営に関し必要な事項は、委員会の委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年3月19日から施行する。

(会議招集の特例)

2 第10条第1項の規定にかかわらず、委員長を定める前に招集する会議は、教育委員会が招集する。



NIRASAKI CITY  
SPORTS COMMISSION



令和3年度スポーツ庁補助事業

尼崎市  
スポーツコミッショն

NIRASAKI CITY  
SPORTS COMMISSION

2022

尼崎市スポーツコミッショん設立検討委員会